

資料編（新規追加資料）について

15-5 「災害時の協力に係る協定」締結指定管理者制度適用施設一覧

令和7年4月現在

No.	施設名	住所等	指定管理者	指定年月日	指定終了年月日	所管課	避難所種別
1	布施地域コミュニティセンター	布施 1701-1	入布施区	R4. 4. 1	R9. 3. 31	望月支所 総務税務係	指定緊急避難場所
2	浅科保健センター	塩名田 570	社会福祉法人 佐久市社会福祉協議会	R5. 4. 1	R10. 3. 31	健康づくり 推進課	指定避難所 福祉避難所
3	臼田共同作業センター	下越 16-5	社会福祉法人 佐久市社会福祉協議会	R5. 4. 1	R10. 3. 31	福祉課	避難所等の 指定なし
4	岩村田共同作業センター	岩村田 1880-4	佐久市手をつなぐ 育成会	R5. 4. 1	R10. 3. 31	福祉課	避難所等の 指定なし
5	野沢共同作業センター	取出町 485-3	特定非営利活動 法人つくし	R4. 11. 1	R9. 3. 31	福祉課	避難所等の 指定なし
6	中込共同作業センター	中込 1-19-2	特定非営利活動 法人 ピアほっとさく	R5. 4. 1	R10. 3. 31	福祉課	避難所等の 指定なし
7	佐久の泉共同作業センター	前山 38-1	特定非営利活動 法人 ウィズハートさく	R3. 4. 1	R8. 3. 31	福祉課	福祉避難所
8	浅科ふれあいホーム	塩名田 548-5	社会福祉法人 佐久市社会福祉協議会	R5. 4. 1	R10. 3. 31	福祉課	避難所等の 指定なし
9	グループホーム しおなだ	塩名田 456	社会福祉法人からし 種の会	R3. 4. 1	R8. 3. 31	福祉課	避難所等の 指定なし
10	佐久市臼田総合福祉センター あいとびあ臼田	下越 16-5	社会福祉法人 佐久市社会福祉協議会	R7. 4. 1	R12. 3. 31	高齢者 福祉課	指定緊急避難場所 福祉避難所
11	佐久市望月老人福祉センター	望月 1626-2	社会福祉法人 佐久市社会福祉協議会	R7. 4. 1	R12. 3. 31	高齢者 福祉課	避難所等の 指定なし
12	佐久市特別養護老人ホーム シルバーランド みつい	新子田 866	社会福祉法人恩賜財団 済生会支部長野県済生会	R7. 4. 1	R12. 3. 31	高齢者 福祉課	福祉避難所
13	佐久市特別養護老人ホーム シルバーランド きしの	根岸 113-1	社会福祉法人恩賜財団 済生会支部長野県済生会	R7. 4. 1	R12. 3. 31	高齢者 福祉課	福祉避難所
14	佐久市特別養護老人ホーム 結いの家	望月 326-4	社会福祉法人望月 悠玄福祉会	R7. 4. 1	R12. 3. 31	高齢者 福祉課	福祉避難所
15	佐久市春日交流センター	春日 2813-1	社会福祉法人望月 悠玄福祉会	R4. 4. 1	R9. 3. 31	高齢者 福祉課	避難所等の 指定なし
16	佐久市望月生きがいセンター	望月 405-4	公益社団法人 佐久シルバー人材センター	R4. 4. 1	R9. 3. 31	高齢者 福祉課	避難所等の 指定なし
17	あいとびあ臼田 デイサービスセンター	下越 16-5	社会福祉法人 佐久市社会福祉協議会	R7. 4. 1	R12. 3. 31	高齢者 福祉課	避難所等の 指定なし

No.	施設名	住所等	指定管理者	指定年月日	指定終了年月日	所管課	避難所種別
18	望月デイサービスセンター駒	望月 317-2	社会福祉法人望月悠玄福祉会	R7. 4. 1	R11. 3. 31	高齢者福祉課	避難所等の指定なし
19	佐久市望月総合支援センター	望月 317-2	社会福祉法人望月悠玄福祉会	R6. 4. 1	R11. 3. 31	高齢者福祉課	福祉避難所
20	佐久高等職業訓練校	高柳 354-2	佐久職業訓練協会	R7. 4. 1	R12. 3. 31	商工振興課	避難所等の指定なし
21	野沢商店街コミュニティセンター	原 446-7	のざわ商店街振興組合	R4. 4. 1	R9. 3. 31	商工振興課	避難所等の指定なし
22	ワークテラス佐久	中込 2336-1	株式会社M○S A K U	R5. 4. 1	R10. 3. 31	商工振興課	指定緊急避難場所
23	プラザ佐久	佐久平駅東 1-1	一般社団法人佐久市振興公社	R7. 4. 1	R12. 3. 31	観光課	避難所等の指定なし
24	佐久市国民宿舎もちづき荘	春日 5921	一般社団法人佐久市振興公社	R7. 4. 1	R9. 3. 31	観光課	指定緊急避難場所
25	佐久市交流促進センターゆざわ荘	春日 5924-4	一般社団法人佐久市振興公社	R7. 4. 1	R9. 3. 31	観光課	指定緊急避難場所
26	佐久市布施温泉	布施 1228	一般社団法人佐久市振興公社	R7. 4. 1	R12. 3. 31	観光課	指定緊急避難場所
27	ほっとぱーく・浅科	甲 2177-1	有限会社ブラウンエッグファーム	R7. 4. 1	R12. 3. 31	観光課	指定緊急避難場所
28	佐久市温水利用型健康運動施設（平尾温泉みはらしの湯）	下平尾 2682（平尾山公園内）	平尾温泉株式会社	H27. 6. 30	R13. 3. 31	観光課	指定避難所
29	ヘルシーテラス佐久南	佐久市伴野 7-1	佐久浅間農業協同組合	R4. 4. 1	R9. 3. 31	観光課	指定避難所
30	平尾山公園	下平尾 2681（代表地番）	佐久平尾山開発株式会社	R5. 4. 1	R10. 3. 31	公園緑地課	避難所等の指定なし
31	市民交流ひろば	佐久平駅南 4-3	特定非営利活動法人 さくのわ花物語	R6. 4. 1	R11. 3. 31	公園緑地課	指定緊急避難場所
32	野沢多目的広場	取出町 字野沢道地内	一般社団法人十色	R7. 4. 1	R9. 3. 31	公園緑地課	避難所等の指定なし （令和8年4月～指定緊急避難場所）
33	佐久市総合体育館	中込 2939	特定非営利活動法人 佐久市スポーツ協会	R4. 4. 1	R9. 3. 31	スポーツ課	指定避難所
34	佐久市勤労者体育館	中込 3384-1	特定非営利活動法人 佐久市スポーツ協会	R4. 4. 1	R9. 3. 31	スポーツ課	指定緊急避難場所
35	東地区社会体育館	新子田 1382-1	特定非営利活動法人 佐久市スポーツ協会	R4. 4. 1	R9. 3. 31	スポーツ課	指定緊急避難場所

No.	施設名	住所等	指定管理者	指定年月日	指定終了年月日	所管課	避難所種別
37	大沢地区社会体育館	大沢 789-1	特定非営利活動法人 佐久市スポーツ協会	R4. 4. 1	R9. 3. 31	スポーツ課	指定緊急避難場所
36	内山地区社会体育館	内山 5201	特定非営利活動法人 佐久市スポーツ協会	R4. 4. 1	R9. 3. 31	スポーツ課	指定緊急避難場所
38	浅間体育センター	岩村田 1340-3	特定非営利活動法人 佐久市スポーツ協会	R4. 4. 1	R9. 3. 31	スポーツ課	指定緊急避難場所
39	野沢体育センター	野沢 339-1	特定非営利活動法人 佐久市スポーツ協会	R4. 4. 1	R9. 3. 31	スポーツ課	指定緊急避難場所
40	白田体育センター	下越 284	特定非営利活動法人 佐久市スポーツ協会	R4. 4. 1	R9. 3. 31	スポーツ課	指定緊急避難場所
41	白田総合運動公園宿泊棟	白田 3110-1	特定非営利活動法人 佐久市スポーツ協会	R4. 4. 1	R9. 3. 31	スポーツ課	指定緊急避難場所
42	浅科多目的屋内運動場	塩名田 1155-1	特定非営利活動法人 佐久市スポーツ協会	R4. 4. 1	R9. 3. 31	スポーツ課	指定緊急避難場所
43	布施体育館	布施 2151-3	特定非営利活動法人 佐久市スポーツ協会	R4. 4. 1	R9. 3. 31	スポーツ課	指定避難所
44	春日体育館	春日 2823	特定非営利活動法人 佐久市スポーツ協会	R4. 4. 1	R9. 3. 31	スポーツ課	指定避難所
45	佐久総合運動公園マレットゴルフ場	平賀 3011	シンコースポーツ株式会社	R4. 4. 1	R9. 3. 31	スポーツ課	指定緊急避難場所
46	佐久総合運動公園陸上競技場	平賀 3011	シンコースポーツ株式会社	R4. 4. 1	R9. 3. 31	スポーツ課	指定緊急避難場所
47	佐久総合運動公園野球場	平賀 3011	シンコースポーツ株式会社	R4. 4. 1	R9. 3. 31	スポーツ課	指定緊急避難場所
48	駒場公園	猿久保 55	シンコースポーツ株式会社	R4. 4. 1	R9. 3. 31	スポーツ課	指定避難所

5-39 長野県立武道館の避難所等施設使用に関する協定書

長野県（以下「甲」という。）及び佐久市（以下「乙」という。）、シンコースポーツ・NTTファシリティーズ共同事業体（以下、「丙」という。）は、佐久市内に大規模な地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれのあるとき（以下「災害時等」という。）における、長野県立武道館の災害対策基本法（以下「法」という）第49条の4第1項に基づく指定緊急避難場所及び法第49条の7第1項に基づく指定避難所（以下両者を「避難所等」という。）としての使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、乙が長野県立武道館の全部または一部を避難所等として使用することについて、長野県財務規則（昭和42年1月30日規則第2号）（以下「規則」という）及び「行政財産目的外使用許可事務取扱について」（昭和52年3月25日付け51管第185号通知）（以下「通知」という）に定めのあるもののほか、必要事項を定めることを目的とする。

（避難所等の使用）

第2条 乙は、災害時等において必要が生じた場合、長野県立武道館を避難所等として使用することができる。

（開設の申請）

第3条 乙は、前条に基づき長野県立武道館を避難所等として使用する際は、（丙を経由して）甲へ行政財産使用許可申請書（規則様式第210号）を提出するものとする。

2 乙は、緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず口頭で甲へ申請することにより、長野県立武道館を避難所等として使用することができるものとする。この場合において、乙は、開設後速やかに（丙を経由して）甲に避難所等開設届出書（様式1号）を提出するものとする。

（避難所等の管理運営）

第4条 避難所等の管理運営は、乙の職員を派遣するなど、乙の責任において行うものとする。また、乙は甲及び丙の求めに応じて使用状況を報告するものとする。

2 丙は、丙の事業運営に支障のない範囲で、避難所等の管理運営に協力するものとする。

（費用の扱い）

第5条 乙は、次の各号に定める費用を負担するものとする。

- 一 避難所等の管理運営に係る人件費、光熱水費、消耗品費及びその他必要な費用
- 二 避難所等の管理運営によって長野県立武道館に生じた損害

（施設使用に当たっての留意事項）

第6条 乙は、長野県立武道館を使用するに当たり、次の各号に留意しなければならない。

- 一 善良な管理者の注意をもって使用すること。
- 二 使用を終了するときは、原状に復すること。

（使用期間）

第7条 避難所等の使用期間は、災害発生の日から3か月以内とする。

- 2 前項にかかわらず、第3条第2項による使用の場合は、避難所等の使用期間は30日以内とする。
- 3 避難所等の使用期間は、災害の状況により甲乙協議の上、期間を延長することができる。

4 使用期間の延長を協議する場合、乙は（丙を経由して）甲に行政財産使用許可申請書（規則様式第 210 号）を提出するものとする。

5 乙は、避難所等の早期終了に努めるものとする。

（避難所等の終了）

第 8 条 乙は、長野県立武道館の避難所等としての使用を終了する際は、（丙を経由して）甲に行政財産目的外使用廃止届（通知付表 6）を提出するとともに、その施設及び付随する物品を原状に復し、甲及び丙の確認を受けるものとする。

（協定の有効期間）

第 9 条 この協定書の有効期限は毎年度末までとする。ただし、甲乙丙に異議がない場合は、期間満了の日の翌日から更に 1 年間有効とし、以後も同様とする。

（協議）

第 10 条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定の定めのない条項については、甲乙丙が互いに信義を重んじ、協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を 3 通作成し、甲乙丙の記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 6 年（2024 年）9 月 10 日

長野県長野市大字南長野字幅下 692-2
長野県知事 阿部 守一 ㊟

佐久市中込 3056 番地
佐久市長 柳田 清二 ㊟

指定管理者 東京都中央区日本橋堀留町 2 丁目 1-1
シンコースポーツ・NTTファシリティーズ
共同事業体
代表団体 シンコースポーツ株式会社
代表取締役 石崎 健太 ㊟

5-40 さやか星小学校 指定避難所に関する防災協定書

佐久市（以下「甲」という。）と学校法人西軽井沢学園（以下「乙」という。）は、乙が所有するさやか星小学校（以下「本小学校」という。）の施設を指定避難所に指定することに関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、甲が乙の管理する本小学校の施設の一部を、指定避難所に指定することについて、必要な事項を定める。

（指定避難所として利用できる施設の周知）

第2条 甲は、本小学校の施設のうち乙が事前同意した指定避難所として利用できる範囲（以下「指定避難所利用区画」という。）を、市民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（指定避難所の開設）

第3条 甲は、危機事案発生時において指定避難所を開設する必要がある場合、甲が事前に指定した指定避難所利用区画に指定避難所を開設することができる。

（開設の通知等）

第4条 甲は、前条に基づき指定避難所を開設する場合、事前に乙に対しその旨を通知するものとする。

2 甲は、指定避難所の開設に緊急を要するとき、前項の規定にかかわらず、事前に乙に通知をせず、施設を指定避難所として開設することができるものとする。ただし、甲は、速やかに乙に対し開設した旨を連絡のうえ通知するものとする。

3 乙は、甲が指定避難所を開設する以前に市民が避難してきたことを現認した場合、甲へその旨を通報するものとする。甲は、乙から通報を受けた場合は速やかに甲の職員を派遣する。

（運営管理）

第5条 指定避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

（費用負担）

第6条 甲が行う指定避難所の管理運営に係る費用は、甲が負担するものとする。

（開設期間）

第7条 指定避難所の開設期間は、危機事案の状況により、甲乙協議のうえ決定する。

（指定避難所の閉鎖）

第8条 甲は、乙が早期に通常の教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該指定避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

2 甲は、指定避難所を閉鎖する場合、乙に対しその旨を通知するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（連絡責任者）

第9条 指定避難所に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者を別途定めるものとする。ただし、内容の変更が生じた場合、速やかに相手先へ報告するものとする。

(疑義の決定)

第 10 条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を 2 通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

令和 7 年 3 月 1 0 日

甲 長野県佐久市中込 3 0 5 6 番地
佐久市
佐久市長 柳田 清二

乙 長野県北佐久郡御代田町塩野 3 1 8 0 番地 5 5 8
学校法人西軽井沢学園
理事長 奥田 健次

5-4 1 災害時における防災活動協力に関する協定書

佐久市（以下「甲」という。）と、株式会社カインズ（以下「乙」という。）は、災害時における防災活動協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の行政区域内において、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、物資の供給や避難場所の提供など防災活動協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲は、次の各号について、乙に協力を要請することができる。

（1）カインズ佐久平店において、避難してきた車避難者に対し、食糧、生活物資等を可能な範囲で提供すること。

（2）災害時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるものを可能な範囲で提供すること。

（3）カインズ佐久平店の駐車場の一部を、一時駐車場所として車避難者に提供すること。

（4）避難してきた車避難者に対し、カインズ佐久平店の設備が使用可能な場合、水道水、トイレ、モバイル充電設備等を可能な範囲で提供すること。

（5）避難してきた車避難者に対し、カインズ佐久平店の設備が使用可能な場合、テレビ、ラジオ等で知り得た災害概況の情報を可能な範囲で提供すること。

2 甲及び乙は、第1項に掲げるもののほか、必要と認める事項について、相互に協力を要請することができる。

（要請の方法）

第3条 前条の規定による甲の要請は、別に定めた様式により、原則、文書によるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法で要請し、事後、速やかに文書を交付するものとする。

2 甲が乙に対し、通信の途絶等により要請を行うことができないとき、乙は、前条について、甲の要請を待たずに支援を実施することができる。

（車避難者に対する責任）

第4条 乙は、甲からの要請に基づきカインズ佐久平店の駐車場を開放したことにより発生した避難者が起因する事故等については、一切の責任を負わないものとする。ただし、乙に故意又は重大な過失がある場合は、この限りでない。

（駐車場及び設備の原状回復）

第5条 甲は、協定書第2条第1項第3号に基づく協力期間満了後、乙から提供を受けていた駐車場及び設備について、速やかに協力要請時前の状態に回復しなければならない。

（費用の負担）

第6条 第2条第1項第1号及び第2号の規定により負担した代金及び運搬に要した費用並びに使用施設の原状復帰に要する費用については、甲が負担するものとする。

2 前項により甲が乙より供給を受けた物資の価格は、災害発生の直前における乙の小売価格等を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

（費用の支払い）

第7条 前条の規定により決定した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、支払請求書を受理した日から30日以内に乙へ支払うものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う連絡責任者を予め指定するものとする。

2 前項の規定により指定した連絡責任者に変更が生じた場合は、速やかに相手方へ通知するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、この協定期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第10条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年3月28日

長野県佐久市中込3056番地
甲 佐久市
佐久市長 柳田 清二

埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号
乙 株式会社カインズ
代表取締役CEO 高家 正行